

桂川町地域強靱化計画

強くしなやかな

地域づくりを目指して



令和5年3月

目次

はじめに	1
I 計画策定の趣旨	1
II 計画の位置付け	1
第1章 桂川町の地域特性	3
I 町域の概況	3
1 地形条件	3
2 地質条件	3
3 気象	3
4 社会的条件	3
II 自然災害に関する特性	4
1 風水害	4
1 地震	4
第2章 地域強靱化の基本的な考え方	7
I 地域強靱化の意義	7
II 対象とする災害	7
III 基本目標	7
IV 地域強靱化を推進する上での基本的な方針	7
1 強靱化の取組姿勢	8
2 取組の効果的な組み合わせ	8
3 地域の特性に応じた施策の推進	9
第3章 桂川町の強靱化の現状と課題	11
I 脆弱性評価の考え方	11
II 事前に備えるべき目標と起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）の設定	11
III 施策分野の設定	11
IV 脆弱性の分析・評価の手順	13
V 脆弱性評価結果	14
第4章 強靱化施策の推進方針	15
I 施策推進にあたっての目標値の設定	15
II リスクシナリオごとの強靱化施策の推進方針	15
第5章 計画推進の方策	20
I 計画の推進体制	20
II 計画の進捗管理と見直し	20
【別紙1】リスクシナリオ別脆弱性評価結果	21
【別紙2】地域計画個別事業	26

はじめに

I 計画策定の趣旨

東日本大震災では、未曾有の被害が広範囲にわたり発生し、我が国の社会・経済システムの脆弱性が露呈した。また、近年の気候変動に伴い、全国各地で大型台風や集中豪雨による甚大な被害が発生しており、これまでの復旧・復興を中心とした「事後対策」ではなく、平常時からの「事前防災・減災」の重要性が認識されることとなった。

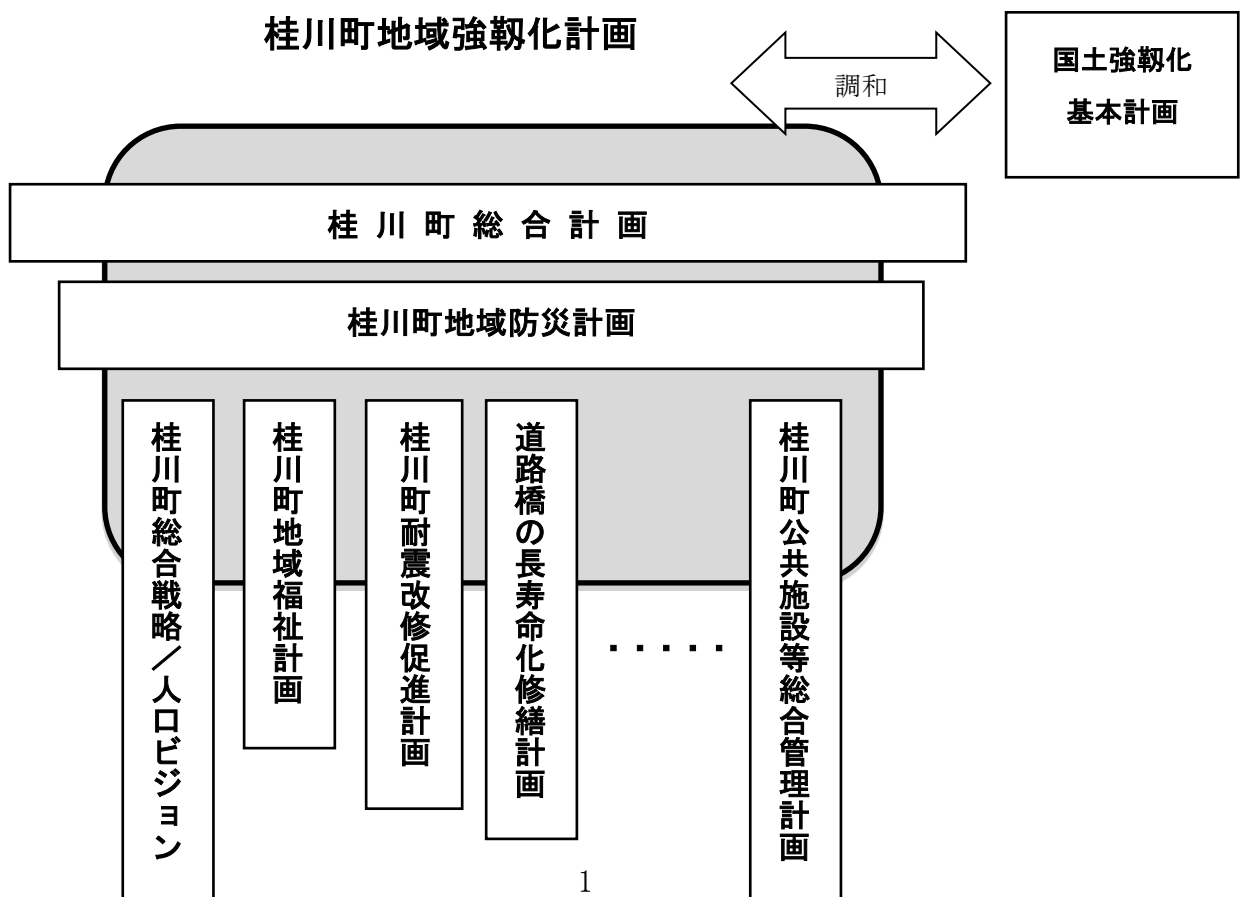
このような中、国では、平成 25 年 12 月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下、「基本法」という。）が施行され、平成 26 年 6 月に「国土強靱化基本計画」（以下、「基本計画」という。）が閣議決定された。（平成 30 年 12 月 14 日、基本計画の変更について閣議決定）

桂川町においても、基本計画を踏まえ、いかなる自然災害が発生しようとも、「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な県土・地域・経済社会の構築に向けた「県土の強靱化」を推進するため、「桂川町地域強靱化計画」（以下、「本計画」という。）を策定するものである。

II 計画の位置付け

本計画は、基本法第 13 条に基づく「国土強靱化地域計画」であり、国土強靱化に係る桂川町の他の計画等の指針となるものである。すなわち、強靱化に関する事項については、地域防災計画はもとより、桂川町の様々な分野の計画等よりも「上位」に位置付けられるものである。

なお、本計画は、基本法第 14 条に基づき、基本計画との調和を図るものとする。



地域防災計画との関係

地域防災計画は、地震や風水害といった災害の種類ごとに、その対応を取りまとめたものである。このため、「地震・津波対策編」、「風水害対策編」など、災害ごとに計画が立てられている。

一方、地域強靱化計画は、いかなる大規模な自然災害が発生しようとも最悪の事態に陥ることがないように、「強靱」な行政機能、地域社会、地域経済を平常時から作り上げていこうとするものである。

そのため、まずは「起きてはならない最悪の事態」を想定して、そういう事態に陥らないために、ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせて、事前に取り組むべき施策を考えるというアプローチがなされている。

地方創生総合戦略との関係

国土強靱化及び地方創生の取組は、施策の効果が災害時・平常時のいずれを主な対象としているかの点で相違はあるものの、双方とも、同じく地域の豊かさを維持・向上させるという目的を有するものである。

したがって、地域強靱化計画は、両者の相乗効果を高めるため、地方創生総合戦略と調和・連携が図られたものとなっている。

桂川町の地域特性

I 町域の概況

1 地形条件

(1) 位置及び面積

本町は、福岡県の中央部、筑豊地域の南端部に位置し、東西約 4 km、南北約 8 km あたり、総面積は 20.14 km²、筑豊盆地内にあり、丘陵地性の山に囲まれている。

(2) 地形

本町は、地形的には南東部に長谷山、南西部に弥山岳、北に大将陣山がある他は、高山性の山はない。馬見山系を水源とする泉河内川が町のほぼ中央を南から北へ貫流し、穂波川と合流して遠賀川に注いでいる。泉河内川沿いに平野、段丘が広がり、南部は丘陵、山地へと続く。

2 地質条件

桂川町西部から南部にかけての山地には、中世代後期三畳紀変成岩類、白亜紀火成岩類が分布している。丘陵は、主に古第三紀堆積岩類であるが、桂川町東部の丘陵に新生代堆積岩類がわずかに分布している。各河川周辺には第四紀堆積物が分布しており、特に表層部は、10～20m程の沖積層と呼ばれる軟弱な地層である。

3 気象

九州北部に位置する桂川町は、九州の気候区分のうち、日本海型気候区に区分される。この気候区では、年平均気温は 15～16℃、1月の平均気温は 6℃以下で九州のほかの地域に比べて低い。年降水量は、1,700 mm前後で、福岡県南部の山沿いに比べて降水量は少ない。この地域の最大の特徴は、冬季に北西の季節風を受けて風の強い日が多いことである。

飯塚観測所による気象観測結果（昭和 11 年（1936 年）～平成 24 年（2012 年）までの 77 年間）では、年功資料の平均値は 1,974.5 mm、年平均気温は 15.3℃である。月ごとの降水量の変化では、梅雨と台風の影響で、6月～9月の期間で降水量が多い。

4 社会的条件

(1) 人口の状況

本町の人口（国勢調査：令和 2 年度）は、12,878 人。世帯数は 5,132 世帯、1 世帯あたりの構成人員は 2.51 人である。高齢者及び高齢者予備軍が多く、20 歳以下の人口が少ない。特に一人暮らしの高齢者に関しては、町や自主防災組織等が協力して援助活動を行っていく必要がある。

(2) 土地利用の状況

本町では、昭和 28 年以降、丘陵部の市街地が進んでいるが、丘陵の低所（谷底平野など）への市街地化はみられず、災害特性の大きな変化はみられない。若干、水

田の市街地化がみられるが、水田では地震被害が大きくなりやすいうえ、浸水危険性が高いため、今後の水田地域の宅地利用については、注意が必要である。

II 自然災害に関する特性

1 風水害

(1) 台風による風水害

台風の年間発生数は、昭和 56 年（1981 年）から平成 22 年（2010 年）までの 30 年間の平均は、約 25.6 個である。このうち、福岡県を含む九州北部地方への接近・上陸は年平均 3.2 個である。台風が接近・上陸すると、風害、水害などの大きな災害が発生するおそれがある。

ア 台風による強風害

台風が接近すると、強風により建造物の倒壊や倒木、鉄道・航空機等の交通機関の運休など著しい影響を受ける。

イ 台風による水害

台風は強風とともに大雨をもたらす。台風の周辺は活発な雨雲が取り巻いており、激しい雨によって、洪水・浸水害、土砂災害等が発生させるおそれがある。

(2) 大雨による災害

一般に、降り始めからの降水量が 100mm を超えた場合や 1 時間に 30mm を超える激しい雨が降った場合は、中小河川の増水や氾濫、低地の浸水などが発生し、床上・床下浸水や交通障害等の災害が起こりやすくなる。また、地盤の弱い急傾斜地などでは土砂災害が発生するおそれもある。

降り始めからの降雨量が 200mm を超えた場合や 1 時間に 50mm を超える非常に激しい雨が降った場合は、大きな土砂災害の発生する危険性が高まり、厳重に警戒する必要がある。

本町における近年発生した大雨に伴う被害は、以下のものが挙げられる。

災害発生年月	被害状況
平成 21 年（2009 年）7 月 【中国・九州北部豪雨】	全壊 1 戸 道路埋没 2 箇所、がけ崩れ 3 箇所、道路冠水 5 箇所
平成 24 年（2012 年）7 月 【九州北部豪雨】	一部損壊 1 戸、床下浸水 11 戸 護岸ひび割れ 1 箇所、河川溢水 3 箇所、 土砂崩れ 144 ヶ所、ブロック塀倒壊 5 箇所
平成 30 年（2018 年）7 月 【平成 30 年 7 月豪雨】	半壊 1 戸、一部損壊 1 戸、床下浸水 2 戸 道路損壊 3 箇所、がけ崩れ 15 箇所

2 地震

(1) 地震災害の履歴

福岡県は、他の地域と比べると地震によって被害を受けた経験が少ないといわれてきたが、平成 17 年（2005 年）3 月 20 日、福岡県北西沖（福岡市の北西約 30 km・当時の震央地名は福岡県西方沖）を震源とする最大震度 6 弱の地震（深さ 9 km、マグニチュード 7.0）が発生した。本町では、震度 4（最大）を観測した。

また、「平成 28 年（2016 年）熊本地震」の一連の活動の中で、平成 28 年 4 月 16 日 1 時 25 分に熊本地方で発生した地震（深さ 12 km、マグニチュード 7.3）により最大震度 5 強、本町においては震度 4 を観測した。

■ 直近の桂川町関係の地震【2016年(平成28年) 熊本地震】

年月日 時間	震源	深さ (km)	M	被害の概要
2016/4/16 1:25	熊本	12	7.3	震度 7 西原村、益城町 震度 6 強 南阿蘇村、熊本市ほか 震度 6 弱 阿蘇市、別府市ほか (桂川町 最大震度 4)

■ 過去の福岡県関係の主な地震 (日本被害地震総覧より)

年月日 時間	震源	深さ (km)	M	被害の概要
679/12/- 夜	筑紫		6.5- 7.5	家屋倒壊、 幅 2 丈 (6m)、長さ 3000 余丈 (10km) の地割れ
1872/3/14 17 時頃	浜田沖		7.1	久留米地区で液状化による被害
1941/11/19 1:46	日向灘		7.2	宮崎県を中心に大分、熊本、愛媛でも被害。宮崎ではほとんどの家の壁に亀裂。人吉で死者 1 名、負傷者 5 名、家屋全壊 6 棟、半壊 11 棟等の被害。日向灘沿岸では津波最大 1m で船舶に若干の被害。 震度 5 宮崎 人吉 震度 4 福岡 熊本 大分
1968/8/6 1:17	愛媛県 西部	40	6.6	愛媛県を中心に、船舶、通信、鉄道に小被害。宇和島で重油タンクのパイプが破損し、重油 170kl が海上に流出 震度 5 大分 震度 4 福岡 山口 宮崎延岡 熊本 阿蘇山 鹿児島
1996/10/19 23:44	日向灘	34	6.6	有感範囲は福井市までと広範囲にわたったが、被害は宮崎・大分県などで棚のものが落下する程度。飢肥城大手門・松尾の丸などで瓦が数百枚落ちた。沿岸で波高 10 cm 程度の小津波。 震度 5 宮崎 鹿児島 震度 4 福岡
1997/6/25 18:50	山口県・ 島根県境	8	6.6	軽傷 2 名、家屋全壊 1 棟、半壊 2 棟、一部損壊 176 棟。水道断水は、阿東町、むつみ村の 2 町村でピーク時 90 戸。 震度 6 強 益田市 震度 4 福岡
2005/3/20 10:53	福岡県 北西沖	9	7.0	福岡市を中心に被害。 人的被害：死者 1 名、重傷者 197 名、軽傷者 989 名 住家被害：全壊 143 棟、半壊 352 棟、 一部損壊 9,185 棟 桂川町 最大震度 4

(2) 地震災害の想定

地震についての想定は、「地震に関する防災アセスメント調査報告書」（平成 24 年 3 月 福岡県）において、県内に存在する 7 つの活断層及び既往の地震に着目して想定地震モデルを設定し、破壊の開始点を両端及び中央部の 3 箇所から行き震度を算出している。被害の算出については、県内 4 地域の主要都市（①福岡市、②北九州市、③飯塚市、④久留米市）を中心とする地域に重大な被害を及ぼすと想定される①警固断層南東部、②小倉東断層、③西山断層、④水縄断層に関する被害を予測した。

これら 4 つの断層のうち、断層の配置等から本町に甚大な被害をもたらすのは西山断層であると想定される。防災アセスメント調査報告書では、最新の調査結果を踏まえ、福岡県周辺で起こりうる想定上最大限の地震として、また西山断層の延長部分を考慮した地震として、震源断層の長さ 80 km、震源断層の幅 15 km（上端の深さ 2 km、下端の深さ 17 km）、地震の規模マグニチュード 8.0 を想定した。

【福岡県に存在する活断層の国等における評価】

活断層名	警固断層帯 (北西部)	警固断層帯 (南東部)	小倉東断層	福智山 断層帯	西山断層帯 (西山区間)	水縄断層帯	宇美断層	日向峠— 小笠木峠 断層帯
断層の長さ (km)	25	27	23	28	43	26	23	28
マグニチュード	7.0	7.2	7.1	7.2	7.6	7.2	7.1	7.2
平均的な活動間隔	不明	3,100年～ 5,500年	不明	9,400年～ 32,000年	不明	14,000年	20,000年～ 30,000年	不明
最新の活動時期	2005年福岡 県西方沖の 地震	4,300年前 以後、3,400 年以前	4,600年前 以後、2,400 年以前	28,000年前 以後、13,00 0年以前	13,000年前 以後、概ね 2,000年前 以前	679年筑紫 地震	4,500年前 以降	不明
今後30年以内に地震 が発生する確率	不明	0.3～6%	0.005%※	ほぼ0～3%	不明	ほぼ0%	ほぼ0%	不明

※ 西日本地域を対象とした確率論的地震動予測地図

※以外 国（地震調査研究推進本部）による長期評価

第2章 地域強靱化の基本的な考え方

I 地域強靱化の意義

桂川町は、福岡県の中央部、筑豊地域の南端部に位置し、福岡市から東約 25 km、北九州市から南西約 40 km の範囲にあり、飯塚市及び嘉麻市と接している。

近年、桂川町では人命に関わる大規模な災害は起こっていないが、福岡県内では大雨による災害が毎年のように発生している。

桂川町は、山地、平野、河川など多様な地勢を有しており、地震、洪水、土砂災害など様々な災害が起こり得ること、想定を超える規模の地震・風水害にも対応する必要があることなどから、早急に桂川町の地域強靱化を推進しなければならない。

また、国全体の強靱化を推進するためには、それぞれの地域がその特性を踏まえて主体的に地域強靱化に取り組むとともに、地域間で連携して災害リスクに対応していくことが不可欠であり、桂川町の地域強靱化を推進し、首都圏のバックアップ機能の強化や、南海トラフ地震などの被災地域に対するサポート体制の整備を行うことで、東京一極集中からの脱却を図り、「自律・分散・協調」型国土の形成を促進していくことが重要である。

さらに、このような地域強靱化の取組は、官民投資の呼び込みによる雇用の増加や、東京一極集中の是正による首都圏からの人材の還流を生み出すとともに、地域間の連携強化を促進することから、桂川町における地方創生にも寄与することとなる。

II 対象とする災害

町民生活や経済活動に影響を及ぼすリスクとしては、大規模な事故やテロ等も想定されるが、桂川町における過去の災害被害及び国の基本計画を踏まえ、本計画では、まずは広範囲に甚大な被害が生じる大規模な自然災害を対象とする。

III 基本目標

国が基本計画に掲げる基本目標を踏まえ、以下のとおり設定する。

基本目標

- ① 人命の保護が最大限図られること
- ② 県及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③ 県民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④ 迅速な復旧復興

なお、基本目標をより具体化するため、別途、8つの「事前に備えるべき目標」を設定する（12 ページ参照）。

IV 地域強靱化を推進する上での基本的な方針

国の基本計画との調和を図る観点から、国が基本計画で定める「国土強靱化を推進する上での基本的な方針」（9、10 ページ参照）に準じることとした上で、地域の特性を踏

まえ、特に以下の点に留意して地域強靱化を推進する。

1 強靱化の取組姿勢

○ P D C Aサイクルの実施

地域強靱化は、長期的な視野を持って計画的に取り組むことが重要であるが、一方で、大規模自然災害はいつ起こるとも知れないことから、短期的な視点に基づき P D C Aサイクル（Plan-Do-Check-Action）による進捗管理を行うことで、施策の確実な進捗を図るとともに、見直し・改善を行う。

○ 「基礎体力」の向上

災害から「防護する力」のみならず、災害に対する「抵抗力」や災害後の迅速な「回復力」を平常時から高めておくことが重要であり、地域強靱化の取組を通じて、社会・経済システムが有する「基礎体力」の向上を図る。

○ 代替性・冗長性の確保

防潮堤や橋梁などのインフラ施設、各種システムの電源設備、住民への情報伝達手段など、被災した場合の影響が大きいものや復旧に時間を要するものについては、代替性・冗長性の確保に努める。

○ 国全体の強靱化への貢献

他地域での大規模災害時に桂川町に求められる対応は、被災市町村に対する人員の派遣、物資の提供、避難者の受入であり、被災地域からの支援要請を踏まえ、具体的な検討を進める。

○ 平常時の有効活用を踏まえた対策

景観の改善と災害時の倒壊リスクの回避に有効な無電柱化の取組や、安定的な電力供給と非常用電源としての活用を兼ね備えた再生可能エネルギーの導入などのように、災害時のみならず平常時の活用も念頭においた対策となるよう工夫する。

2 取組の効果的な組み合わせ

○ ハード対策とソフト対策の適切な組み合わせ

防災施設の整備や耐震化等のハード対策は、対策の実施や効果の発現までに長期間を要することから、比較的短期間で一定の効果を得ることができる訓練・防災教育等のソフト対策を適切に組み合わせ、効果的に施策を推進する。

○ 各主体との連携の強化

他市町村との広域連携も重要であることから、平常時から訓練等を通じて連携強化を図り、災害時の応援体制の実効性を確保する。

○ 「自助」・「共助」・「公助」の適切な組み合わせと官民の連携

地域強靱化を効果的に推進するためには、行政による支援（公助）のみならず、自分の身は自分で守ること（自助）や、地域コミュニティや自主防災組織、NPOで協力して助け合うこと（共助）が不可欠であり、これらを適切に組み合わせ、官（国、県、市町村等）と民（住民、コミュニティ、事業者等）が連携及び役割分担して一体的に取り組む。

3 地域の特性に応じた施策の推進

○ 施設等の効率的かつ効果的な維持管理（社会資本の老朽化対策）

公共施設やインフラ施設の老朽化に対応するため、耐震化を含む長寿命化計画の策定等を通じ、効率的かつ効果的な維持管理を行う。

○ 地域強靱化の担い手が適切に活動できる環境の整備

人の絆を重視し、コミュニティ機能の向上を図るとともに、各地域において強靱化（防災）を推進するリーダーの育成・確保に努め、地域強靱化を社会全体の取組として推進する。

○ 女性、高齢者、子ども、障がいのある人、外国人等への配慮

災害時にすべての住民が円滑かつ迅速に避難できるよう、消防団員や民生委員など、地域住民の避難に携わる人材の安全確保にも留意した上で、要介護高齢者や障がいのある人等の避難行動要支援者の実情を踏まえたきめ細かな対策を講じる。

【参考】

国が基本計画で定める「国土強靱化を推進する上での基本的な方針」

（1）国土強靱化の取組姿勢

- ① 我が国の強靱性を損なう本質的原因として何が存在しているのかをあらゆる側面から吟味しつつ、取組にあたること。
- ② 短期的な視点によらず、強靱性確保の遅延による被害拡大を見据えた時間管理概念と EBPM（Evidence-based Policymaking：証拠に基づく政策立案）概念の双方を持ちつつ、長期的な視野を持って計画的な取組にあたること。
- ③ 各地域の多様性を再構築し、地域間の連携を強化するとともに、災害に強い国土づくりを進めることにより、地域の活力を高め、依然として進展する東京一極集中からの脱却を図り、「自律・分散・協調」型国土構造の実現を促すこと。
- ④ 我が国のあらゆるレベルの経済社会システムが有する潜在力、抵抗力、回復力、適応力を強化すること。
- ⑤ 市場、統治、社会の力を総合的に踏まえつつ、大局的、システム的な視点を持ち、制度、規制の適正な在り方を見据えながら取り組むこと。

（2）適切な施策の組み合わせ

- ⑥ 災害リスクや地域の状況等に応じて、防災施設の整備、施設の耐震化、代替施設の確保などのハード対策と訓練・防災教育などのソフト対策を適切に組み合わせ、効果的に施策を推進するとともに、このための体制を早急に整備すること。
- ⑦ 「自助」、「共助」及び「公助」を適切に組み合わせ、官（国、地方公共団体）と民（住民、民間事業者等）が適切に連携及び役割分担して取り組むこととし、特に重大性・緊急性・危険性が高い場合には、国が中核的な役割を果たすこと。
- ⑧ 非常時に防災・減災等の効果を発揮するのみならず、平時にも有効に活用される対策となるよう工夫すること。

(3) 効率的な施策の推進

- ⑨ 人口の減少等に起因する国民の需要の変化、気候変動等による気象の変化、社会資本の老朽化等を踏まえるとともに、強靱性確保の遅延による被害拡大を見据えた時間管理概念や、財政資金の効率的な使用による施策の持続的な実施に配慮して、施策の重点化を図ること。
- ⑩ 既存の社会資本を有効活用すること等により、費用を縮減しつつ効率的に施策を推進すること。
- ⑪ 限られた資金を最大限に活用するため、PPP/PFIによる民間資金の積極的な活用を図ること。
- ⑫ 施設等の効率的かつ効果的な維持管理に資すること。
- ⑬ 人命を保護する観点から、関係者の合意形成を図りつつ、土地の合理的利用を促進すること。
- ⑭ 科学的知見に基づく研究開発の推進及びその成果の普及を図ること。

(4) 地域の特性に応じた施策の推進

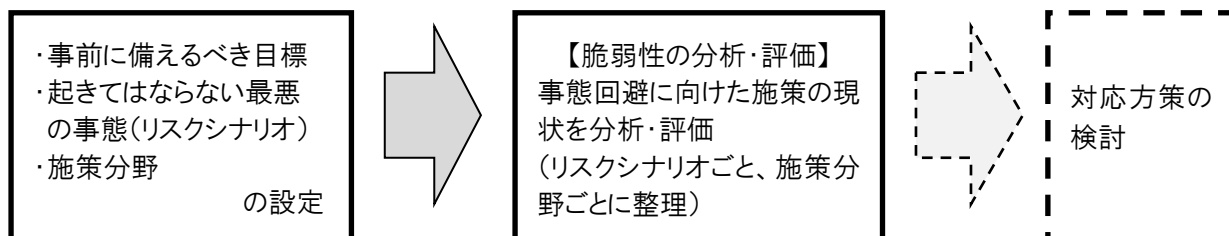
- ⑮ 人のつながりやコミュニティ機能を向上するとともに、各地域において強靱化を推進する担い手が適切に活動できる環境整備に努めること。
- ⑯ 女性、高齢者、子ども、障害者、外国人等に十分配慮して施策を講じること。
- ⑰ 地域の特性に応じて、環境との調和及び景観の維持に配慮するとともに、自然環境の有する多様な機能を活用するなどし、自然との共生を図ること。

第3章 桂川町の強靱化の現状と課題（脆弱性評価）

I 脆弱性評価の考え方

大規模な自然災害に対する脆弱性の分析・評価は、強靱化に関する現行の施策の弱点を洗い出す非常に重要なプロセスとされている。

桂川町では、国が示す評価手法を参考に、以下の流れに沿って脆弱性の分析・評価を実施した。



II 事前に備えるべき目標と起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）の設定

国の基本計画では、8つの「事前に備えるべき目標」と45の「起きてはならない最悪の事態」が設定されているが、本計画では、桂川町の地理的条件、社会・経済的条件、災害特性や懇談会の意見等を踏まえて整理・統合を行い、8つの「事前に備えるべき目標」と18の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を設定した。

III 施策分野の設定

「起きてはならない最悪の事態」を回避するために必要な施策の分野を、以下のとおり設定した。

（個別施策分野）

- ①住宅・都市、②保健医療・福祉、③エネルギー、④産業、⑤交通・物流、
- ⑥農林水産、⑦県土保全、⑧環境、⑨土地利用（県土利用）、
- ⑩行政／警察・消防／防災教育等

（横断的分野）

- ⑪リスクコミュニケーション、⑫人材育成、⑬官民連携、⑭老朽化対策・研究開発

基本目標	事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
①人命の保護が最大限図られる	1 直接死を最大限防ぐ	1-1	地震に起因する建物・交通施設の大規模な倒壊・火災等による多数の死傷者の発生
		1-2	広域の河川氾濫等に起因する浸水による多数の死傷者の発生
		1-3	大規模な土砂災害・火山噴火等による多数の死傷者の発生
		1-4	情報伝達の不備や防災リテラシー教育の不足、深刻な交通渋滞等に起因する避難の遅れによる多数の死傷者の発生
②県及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される	2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1	被災地における水・食料・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止
		2-2	警察、消防等の被災による救助・救急活動の停滞
		2-3	被災地における疫病・感染症の大規模発生
3 必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	警察機能の大幅な低下による治安の悪化・交通事故の多発	
		3-2	行政機関の職員・施設の被災、関係機関間の連携・支援体制の不備による行政機能の大幅な低下
4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-1	情報通信・放送ネットワークの麻痺・長期停止等による災害・防災情報の伝達不能	
③県民の財産及び公共施設に係る被害の最小化	5 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	5-1	上水道等の長期にわたる供給停止
		5-2	交通インフラの長期にわたる機能停止
		5-3	防災インフラの長期にわたる機能不全
④迅速な復旧復興	6 経済活動を機能不全に陥らせない	6-1	食糧等の安定供給の停滞
	7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1	ため池、防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂等の流出による多数の死傷者の発生
		8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8-1
	8-2		復旧を支える人材等の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態
	8-3		貴重な文化財や環境的資産の喪失、コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・喪失

IV 脆弱性の分析・評価の手順

18 のリスクシナリオごとに、次の手順により実施した。

1 「最悪の事態が発生する要因」の洗い出し

リスクシナリオごとに関連する強靱化施策を整理する際に、施策の漏れを防止するため、リスクシナリオと施策を直接的に結び付けるのではなく、まずは、具体的にどのような被害が生じて「最悪の事態」に陥るのかを想像しながら、「起きてはならない最悪の事態が発生する要因」を設定。



2 脆弱性の現状調査・分析

「最悪の事態が発生する要因」を踏まえた上で、リスクシナリオごとに県の各部局等が実施している施策を調査・整理。

- (1) 県の各部局等において実施している施策を調査。
- (2) 各施策の進捗状況の把握、課題等の分析。



3 脆弱性の課題の検討・評価

- (1) リスクシナリオごとに強靱化施策の評価を実施。
- (2) 施策の進捗度等を表す指標（現状値）を可能な限り設定。
- (3) (1)を踏まえ、施策分野ごとに評価結果を整理。

V 脆弱性評価結果

リスクシナリオごとの評価結果は、別紙1のとおりである。なお、評価結果のポイントは以下のとおりである。

○ 各主体との連携強化が必要

地域強靱化に向けた取組の実施主体は、国、県、市町村のみならず、県民や事業者など多岐にわたっており、地域強靱化を着実に推進するためには、各主体が一体となって効果的に施策等を実施していくことが重要であり、日頃の訓練や連絡調整等を通じてその実効性を確保しておくことが必要。

○ ハード対策とソフト対策の適切な組み合わせが必要

施設整備や耐震化などのハード対策は、完了までに長期間を要し、充当できる財源にも限りがあることから、コスト・期間・規模等を十分に勘案し、訓練や防災教育などのソフト対策を適切に組み合わせ、計画的に実施することが必要。

○ 代替性・冗長性の確保が必要

防潮堤や橋梁などのインフラ施設、各種システムの電源設備、住民への情報伝達手段など、被災した場合の影響が大きいものや復旧に時間を要するものについては、代替性・冗長性の確保に努めることが必要。

○ 地域強靱化に向けた継続的な取組が必要

地域強靱化の取組に終わりはなく、長期的な視点に立って、計画的に進めることが必要。

第4章 強靱化施策の推進方針

I 施策推進に当たっての目標値の設定

施策推進に当たっては、個別施策の進捗状況を定量的に把握できるよう、可能な限り具体的な数値目標を重要業績指標（KPI）として設定した。

なお、本計画に掲載する目標値は、県以外の市町村や国などが主体となって実施する施策も数多くあることなどから、今後の事業量等を確定的に積み上げたものではなく、施策推進に関わる各主体が目指すべき努力目標として位置付ける。

また、計画策定後においても、状況変化等に対応するため、必要に応じ目標値の見直しや新たな設定を行う。

II リスクシナリオごとの強靱化施策の推進方針

第3章で示した脆弱性評価結果を踏まえ、「起きてはならない最悪の事態」を回避するための強靱化施策について、その推進方針及び目標値をリスクシナリオごとに整理した。

なお、整理した強靱化施策の中には、複数のリスクシナリオに関連するものも多く含まれるが、これらの施策については、「起きてはならない最悪の事態」の回避に最も関連の深いリスクシナリオに掲載することとし、他のリスクシナリオへの再掲は省略する。

目標1 直接死を最大限防ぐ

1-1) 地震に起因する建物・交通施設の大規模な倒壊・火災等による多数の死傷者の発生

道路新設改良及び通学路の安全対策(学校教育課、建設事業課)

道路を新設又は改良し、安全性、利便性の向上及び交通安全の確保を図る。特に通学路については、通学路安全プログラムに基づき、防災・安全社会資本整備交付金等を活用し、通学路に歩道、防護柵、カラー舗装など、必要に応じて設置を推進していく。

ブロック塀倒壊対策(建設事業課)

社会資本整備総合交付金を活用し、住民に対し、危険なブロック塀撤去を推進する。

避難施設の整備(社会教育課)

避難所となっている社会教育施設等において、発災時に地域住民の避難所等としての必要な機能が発揮できるよう、防災機能強化及び計画的な老朽化対策を図っていく。

1-2) 広域の河川氾濫等に起因する浸水による多数の死傷者の発生

洪水に対するハザードマップの作成(総務課)

令和4年5月に福岡県より馬敷川、碓川などの小規模河川を対象に洪水浸水想定区域図が指定・公表されたため、今後はこの洪水浸水想定区域図をハザードマップに反映し、全戸に配布し、危険エリアの情報共有を進めていく。

1-3) 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生

土砂災害に対するハザードマップの作成(総務課)

現在の状況に即した情報面を追加し、見にくい部分は見やすいように解消する。また、新たにハザードマップを作成し、改めて全戸配布を推進していく。

1-4) 情報伝達の不備や防災リテラシー教育の不足、深刻な交通渋滞等に起因する避難の遅れによる多数の死傷者の発生

防災情報システムの活用(総務課)

毎年定期的に防災情報システムの運用訓練を行っていく。また、防災行政無線についても現地での聞き取り具合などを体感する。

目標 2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-1) 被災地における水・食料・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止

備蓄食料の調達及び有効利用(総務課)

物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、食糧の管理していく。また、保存期間が迫る食料については、社会福祉協議会等を通じ、生活困窮者に配布するなどを実施していく。

2-2) 警察、消防等の被災による救助・救急活動の停滞

消防団の充実強化(総務課)

処遇改善については、団員個人への報酬配布を推進する。また、広報紙での消防団PRや、消防学校を有効利用した訓練の実施を検討していく。

自主防災組織の充実強化(総務課)

町からの補助金の有効活用を推進する。また、県が開催している自主防災リーダー研修等への参加を積極的に促し、各区の実情に沿った自主防災組織の活性化を推進する。

2-3) 被災地における疫病・感染症の大規模発生

疫病・感染症のまん延防止・予防接種推進(健康福祉課)

平時においては、次亜塩素酸水やアルコール消毒液の備蓄を行い、迅速な対応ができるようにしておく。また、消毒・害虫駆除業者等と協議を重ねていくなどの対応を行い、感染症予防接種については国の指針に基づき推進していく。

避難所開設時などにおいては、避難者に対し、感染症に対する情報提供などを行っていく。

目標 3 必要不可欠な行政機能は確保する

3-1) 警察機能の大幅な低下による治安の悪化・交通事故の多発

飯塚警察署との連携強化(総務課、建設事業課)

平時より飯塚警察署と連携を深め、情報共有し、連絡体制を確立しておく。特に避難所開設時は細かい連絡を取り合い防犯に努める。

3-2) 行政機関の職員・施設の被災、関係機関間の連携・支援体制の不備による機能の大幅な低下

防災拠点となる公共施設の整備(総務課)

町の防災拠点として使用している庁舎の定期点検及び老朽化対策に努める。

業務継続体制の確保(総務課)

BCP(業務継続計画)については、早期に作成する。また、必要に応じて庁舎内での訓練を実施していく。

罹災証明の迅速な発行(総務課)

職員向けに罹災証明発行についてのマニュアルの整備や研修を実施していく。

目標 4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

4-1) 情報通信・放送ネットワークの麻痺・長期停止等による災害・防災情報の伝達不能

情報伝達手段の整備・運用(総務課)

防災行政無線やdボタン広報、ホームページがうまく連携できるようにシステムの点検・改修を行っていく。また、新しいツールが出てきたときに、それが必要なかを十分に検討していく。

目標 5 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

5-1) 上水道等の長期にわたる供給停止

水道施設の耐震化推進(水道課)

水道管改良工事において耐震性のある管種を採用していく。また継手についても、設計時に極力減らすように努め、漏水リスクを減らしていく。

5-3) 防災インフラの長期にわたる機能不全

橋りょうの長寿命化(建設事業課)

今後急速に劣化していく恐れがあるため、定期的な点検、修繕を橋りょう長寿命化修繕計画に基づき、道路メンテナンス事業を活用し行っていく。

路面の凍結防災対策(建設事業課)

町内の凍結しやすい道路には、塩化カルシウムを設置する。特に橋りょうについては注意を払う。

目標 6 経済活動を機能不全に陥らせない

6-1) 食料等の安定供給の停滞

周辺企業との協定による食料・物資の安定供給(総務課)

引き続き周辺企業との新規協定を行い、連携を深めていく。また、すでに協定を結んでいる企業に対しては、連絡体制を共有しておき、必要な物資の検討や、平常時の物資備蓄に努めていく。

目標 7 制御不能な二次災害を発生させない

7-1) ため池、防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂等の流出による多数の死傷者の発生

ため池の防災・減災対策(建設事業課、産業振興課)

防災重点農業用ため池については、劣化状況評価や地震・豪雨耐性評価の結果を踏まえ、計画的に耐震化・老朽化対策を推進していく。

また、ため池ハザードマップを作成し、行政区への配布や町ホームページ等により、周知し、住民の防災意識向上を図るとともに、住民からの問い合わせに対し、正確な回答ができるよう職員を育成していく。

目標 8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

8-1) 災害廃棄物の処理停滞による復旧・復興の大幅な遅れ

災害廃棄物処理体制の整備(保険環境課)

災害廃棄物処理計画に基づき、処理体制の整備に努める。また、実効性を向上するため、職員等の人材育成に取り組む。

8-2) 復旧を支える人材等の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態

防災担当職員等の育成(総務課)

国や県が実施する研修に積極的に参加していく。また、県と日本防災士機構が連携して推進している、防災士の資格を持つ職員を増やし、防災への意識や技術・知識の向上を推進していく。

公共土木施設等の復旧・復興に係る事業者との協力関係の構築(総務課、建設事業課)

町と町内建設業組合との間で「災害時における応急対策業務等に関する協定書」を締結している。今後は、定期的に内容の確認や、訓練実施につなげていく。

8-3) 貴重な文化財や環境的資産の喪失、コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・喪失

貴重な文化財の喪失への対策(社会教育課)

町文化施設における展示方法・収蔵方法の点検や町内の文化財の日常点検を通じ、被害を最小限にとどめるよう努める。文化財保護事業費補助金等を活用し、文化財の耐震対策、防災設備の整備等を進める。

第5章 計画推進の方策

I 計画の推進体制

本計画の推進に当たっては、庁内に設置した策定会議などを活用し、全庁的に取り組むとともに、地域強靱化を実効性あるものとするため、桂川町だけでなく、国、県、民間事業者等と緊密に連携する。

II 計画の進捗管理と見直し

本計画に基づく地域強靱化施策の実効性を確保するため、各プログラムの達成度や進捗を把握するために設定した重要業績指標（KPI）について、PDCAサイクルによる評価を行い、その結果を踏まえ、更なる施策推進につなげていく。

また、国や県に対する予算要望を機動的に行うため、5年を目途として計画内容の見直しを行う。なお、それ以前においても、施策の進捗状況や社会経済情勢の推移等を勘案し、必要があると認めるときは、適宜見直しを行う。

第4章で整理した強靱化施策のうち、補助金・交付金を伴う個別事業を別紙2のとおりまとめており、これらの事業についても、適宜見直しを行う。

リスクシナリオ別脆弱性評価結果

目標 1 直接死を最大限防ぐ

1-1) 地震に起因する建物・交通施設の大規模な倒壊・火災等による多数の死傷者の発生

道路新設改良及び通学路の安全対策(学校教育課、建設事業課)

道路の安全性の維持確保が必要。特に通学路付近に冠水箇所や防護柵が無い箇所などが存在する。地震、風水害、交通事故から児童・生徒を守るために、安全対策を講じる必要がある。

ブロック塀倒壊対策(建設事業課)

町道に面している民家などの古いブロック塀が数多く存在する。町道は一般利用、避難道、通学路など様々な用途があり、地震により東海の危険性があるブロック塀について対策を講じる必要がある。

避難施設の整備(社会教育課)

避難所となっている社会教育施設等において、発災時に地域住民の避難所等としての必要な機能が発揮できるよう、防災機能強化及び計画的な老朽化対策を図る必要がある。

1-2) 広域の河川氾濫等に起因する浸水による多数の死傷者の発生

洪水に対するハザードマップの作成(総務課)

馬敷川、碓川は水防法の指定河川ではないため、これまで浸水想定区域が設定されていなかった。このため、危険エリアの正確な把握ができておらず、具体的な避難指示も出すことができない。これは近年の想定外雨量に対し、脆弱であり、解消する必要がある。

1-3) 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生

土砂災害に対するハザードマップの作成(総務課)

現在のハザードマップは平成 30 年度に作成したものであり、掲載情報が古くなっている。現在までに災害対策基本法が改正されているが、警戒レベル等が本ハザードマップには反映されておらず、誤解を生む可能性がある。

1-4) 情報伝達の不備や防災リテラシー教育の不足、深刻な交通渋滞等に起因する避難の遅れによる多数の死傷者の発生

防災情報システムの活用(総務課)

現在、防災行政無線、防災情報システムを導入・運用しているが、担当者の変更や引継ぎが不足により、運用に不慣れなことが多く、緊急時にスムーズな運用ができるようにしていく必要がある。

目標 2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-1) 被災地における水・食料・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止

備蓄食料の調達及び有効利用(総務課)

備蓄食料は、3箇所では保管しているが、品目や保存期間の管理までできておらず、万が一の被災に対し、リスク管理を行う必要がある。また、保存期間が迫る食料について、有効利用を検討する必要がある。

2-2) 警察、消防等の被災による救助・救急活動の停滞

消防団の充実強化(総務課)

条例定数 220 名に対し、実員数 208 名となっており、年々団員の確保が難しくなっている。消防団員のPR、処遇改善、訓練の見直し、などを検討する必要がある。

自主防災組織の充実強化(総務課)

平成 24 年度に町内に 7 つ自主防災組織が設置された。設置してから年月が経っているが、自主防災区によって取組にばらつきがあり、訓練や物資の備蓄において、的確な判断ができないことが課題である。

2-3) 被災地における疫病・感染症の大規模発生

疫病のまん延防止・予防接種推進(健康福祉課)

感染症等のまん延に対処するために、予防接種法に基づく臨時の予防接種を迅速に実施できるよう、国や県、関係機関との情報共有を図るとともに、連絡体制を構築していく必要がある。

感染症の予防・まん延防止(健康福祉課、保険環境課)

浸水被害等による感染症の発生予防・まん延防止の為、浸水被害を受けた住居等の消毒・害虫駆除等が適切に実施されるよう、消毒・害虫駆除業者等との連携強化や連絡体制の確保に努める必要がある。また、町においても次亜塩素酸水やアルコール消毒液の備蓄を行い、迅速な対応ができるようにしておく。

目標 3 必要不可欠な行政機能は確保する

3-1) 警察機能の大幅な低下による治安の悪化・交通事故の多発

飯塚警察署との連携強化(総務課、建設事業課)

避難所においての犯罪を防止していく必要がある。特に台風に関しては停電が起きやすく、これに伴い信号機が故障することがあるので、町における現場巡回時にも注意しておく必要がある。

3-2) 行政機関の職員・施設の被災、関係機関間の連携・支援体制の不備による機能の大幅な低下

防災拠点となる公共施設の整備(総務課)

既存の防災拠点について、定期的な点検に努める必要がある。

業務継続体制の確保(総務課)

業務継続計画については、まだ作成していないため、早期の作成が必要である。

罹災証明の迅速な発行(総務課)

罹災証明様式については、統一様式を使用しているが、災害時には迅速に発行できるように職員内で情報共有していく必要がある。

目標 4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

4-1) 情報通信・放送ネットワークの麻痺・長期停止等による災害・防災情報の伝達不能

情報伝達手段の整備・運用(総務課)

町民に確実かつ迅速に防災情報を伝達する為、防災行政無線やその他インターネットのツールを活用していく必要がある。また、職員においても情報発信の訓練を行う必要がある。

目標 5 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

5-1) 上水道等の長期にわたる供給停止

水道施設の耐震化推進(水道課)

町内には耐用年数を超える水道管が多く存在している。災害時におけるライフライン確保の観点から、水道管の耐震化を推進する必要がある。

5-3) 防災インフラの長期にわたる機能不全

橋りょうの長寿命化(建設事業課)

桂川町が管理する橋りょうの内、建設後 50 年を経過するものが多く存在している。一般的に 50 年を経過すると老朽化が加速化されているため、計画的な橋りょうの維持管理が必要となっている。これらを避難時等に通行するのは危険であり、二次災害防止の観点からも改善する必要がある。

路面の凍結防災対策(建設事業課)

坂道等での路面凍結による事故を防ぐため、危険個所に凍結防止対策を行う必要がある。

目標 6 経済活動を機能不全に陥らせない

6-1) 食料等の安定供給の停滞

周辺企業との協定による食料・物資の安定供給(総務課)

災害時及び避難所開設時に、必要な物資を安定供給できるように準備しておく必要がある。町の備蓄だけでは限界があるので、町内あるいは町外の周辺企業と協定を結び、非常時に食料・物資を安定供給できる体制を構築する必要がある。

目標 7 制御不能な二次災害を発生させない

7-1) ため池、防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂等の流出による多数の死傷者の発生

ため池の防災・減災対策(建設事業課、産業振興課)

防災重点農業用ため池については、劣化状況評価や地震・豪雨耐性評価の結果を踏まえ、計画的に耐震化・老朽化対策を推進する必要がある。

また、ため池ハザードマップを作成・公表するとともに、周辺住民に対し、これを活用して、防災意識の向上を図り、様々なリスクを認識してもらう必要がある。

目標 8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

8-1) 災害廃棄物の処理停滞による復旧・復興の大幅な遅れ

災害廃棄物処理体制の整備(保険環境課)

災害廃棄物処理計画に基づき、実効性の向上を推進する必要がある。

**8-2) 復旧を支える人材等の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる
事態**

防災担当職員等の育成(総務課)

防災専門の部署がなく、総務課が兼任しているため、危機管理が脆弱であり、防災の知識を深めていく必要がある。

公共土木施設等の復旧・復興に係る事業者との協力関係の構築(総務課、建設事業課)

災害時に迅速に復旧工事や応急工事等を行えるように、各事業者との協定を増やしていく必要がある。

8-3) 貴重な文化財や環境的資産の喪失、コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・喪失

貴重な文化財の喪失への対策(社会教育課)

町内の文化財の所在、保存状態、管理状況などを把握し、災害による被害発生を防ぐ対策を講じるとともに、災害発生時の被害把握、また、被害を受けた際の速やかな復旧のための、体制・方法を事前に検討しておく必要がある。

地域計画個別事業

リスク シナリオ	事業名	事業個所	事業期間 (年度)	総事業費 (千円)	対象交付金・補助金
1-1	道路新設改良事業	桂川町内	R4～R8	—	防災・安全交付金 (道路事業) 社会資本整備総合交付金 (道路事業)
1-1	隣保館運営事業	桂川町 人権センター	R4～R7	—	地方改善施設整備費補助 金(隣保館)
5-3	橋りょう長寿命化事 業	桂川町内	R4～R8	—	道路事業費補助金
7-1	農業用施設改修事業	桂川町内	R4～R8	—	農業水路等長寿命化・ 防災減災事業



桂川町

桂川町地域強靱化計画

作成／令和5年（2023年）3月

編集／桂川町総務課

〒820-0696 福岡県嘉穂郡桂川町大字土居 424 番地 1

TEL 0948-65-1100 FAX 0948-65-3424

E-mail soumu@town.keisen.fukuoka.jp